

平成23年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会会議録

平成23年11月28日第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を大仙市大曲交流センター第1研修室に招集した。

- 1.平成23年11月28日(月)午後3時00分 開会
1.平成23年11月28日(月)午後4時00分 閉会

1.出席した議員は次のとおりである。

1番 鎌田 正	2番 杉沢千恵子	3番 佐藤峯夫	4番 高橋 猛
5番 渡邊秀俊	6番 橋本五郎	7番 伊藤邦彦	9番 佐藤芳雄
10番 橋村 誠	11番 田口喜義	12番 澁谷俊二	13番 大山利吉
14番 千葉 健	16番 熊谷隆一		

計 14名

1.欠席した議員は次のとおりである。

8番 伊藤福章

計 1名

1.地方自治法第121条の規定により会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 栗林次美	副管理者 門脇光浩	副管理者 松田知己
副管理者 鎌田榮治	監査委員 深澤廣	消防長 伊藤和美
消防次長 菅原達美	大曲消防署長 大村勲	角館消防署長 佐々木浩
消防本部総務課長 三浦肇	介護保険事務所長 佐々木勝	
角間川更生園長 榎尾正義	管理課長 堂本義則	
介護保険事務所参事 藤井直樹	角間川更生園参事 久米勇太郎	
管理課副主幹 久米 正	管理課主査 奈良ルミ子	管理課主査 九島芳謙

1.会議の書記は、次のとおりである。

管理課 奈良ルミ子

1.本会議に提出した議案は、次のとおりである。

- (1) 議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第17号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)
- (3) 議案第18号 平成23年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第2号)
- (4) 議案第19号 平成23年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)
- (5) 議案第20号 平成22年度決算の認定について

副議長

(佐藤峯夫君)

現在、議長が欠けておりますので、地方自治法第106条第1項の規定により、私副議長の佐藤が議長の職務を執らせていただきます。

これより平成23年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を開会いたします。

議事に入ります前に申し上げます。

去る11月14日、15番、佐々木章議員がご逝去されました。

ここに、故人のご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思いますので、皆様方のご起立をお願いいたします。

黙祷始め。

黙祷を終わります。ご着席ください。ご協力ありがとうございました。

管理者から招集のごあいさつがありますので管理者の発言を許可いたします。管理者。

管理者

(栗林次美君)

はい。

改めまして、故佐々木章議員の御霊に対して心から哀悼の誠を捧げます。

招集あいさつの前に一言申し上げたいと存じます。

当組合議員の議員構成に変更がありましたので、ご報告申し上げます。

去る10月5日に招集された大曲市議会臨時会における選挙により、同市議会議長に鎌田正氏が当選され、また、同市議会から選出される当組合議会議員の改選に伴い、鎌田正氏、杉沢千恵子氏、渡邊秀俊氏、佐藤芳雄氏、橋村誠氏、千葉健氏の6氏が選任されております。

新たに当組合の議員に就任された皆様には、大曲仙北圏域の発展のためご尽力賜りますようお願い申し上げますとともに、広域行政に対しましてよろしくご指導、ご協力をお願い申し上げます。

本日、平成23年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会でご審議をお願いいたします案件は、条例案1件、補正予算3件、決算認定1件の合計5件であります。

条例案につきましては、11月の秋田県人事委員会勧告に準じ、月例給の引下げと、期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げを行う、一般職の給与条例の一部改正について提案させていただいております。

補正予算につきましては、消防においては東日本大震災における緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、不足している救助資機材一式を購入し装備の充実強化を図るものであり、消防・斎場・角間川更生園につきましては、東日本大震災で発生した長期停

電の教訓を踏まえ、発電機を購入するための補正をお願いするものであります。

また、去る6月27日の議員全員協議会でご説明いたしました介護保険事務所の移転改築経費につきましても、予算の補正をお願いしております。

この後事務局に説明させますが、各案件につきまして、よろしくご審議のうえご承認並びにご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお、この場をお借りいたしまして、当組合の諸般の報告並びに本年度主要事業の進捗状況についてご報告させていただきます。

始めに、新火葬場建設に係る地域住民説明会についてであります。

去る8月24日開催の広域議員全員協議会及び8月30日開催の大仙市議員全員協議会において、新火葬場建設候補地の選定についてご報告申し上げた際に、「地域住民の理解を十分に得た上で改築事業を進めていくように」との提言がありました。

それを受けまして、9月15日に松倉・大川原・鷹巣地区を対象に、9月17日には関口・金葛地区を対象に住民説明会を開催しており、特段の反対意見はありませんでしたが、いくつかの要望が出されております。主に大仙市から対処していただく要望がほとんどであり、現在大仙市と協議中であります。

次に、6月1日から9月30日までの期間で取り組んでおりました「節電対策基本方針」につきまして実施結果をご報告いたします。

前年比20%以上の節電目標を掲げていた事務局管理課・介護保険事務所については、管理課33.5%、介護保険事務所22.3%の節電、前年比15%以上の目標を掲げていた消防署各庁舎については、32.4%の節電、角間川更生園並びに各斎場においても、19.0%から31.0%という結果が出ております。

今後も引き続き職員が一丸となって、可能な限りの節電に取り組んで参ります。

次に、消防関係について申し上げます。

来年度採用の消防職員につきましては、9月4日に1次試験、10月20日・21日の両日に2次試験を実施し、11月11日に最終合格者を発表しております。来年度採用候補者の登録者数は、上級7名、初級8名、初級救急救命士1名の合計16名であり、このうち2名が女性であります。出身市町別では、大仙市9名、仙北市3名、美郷町2名、県外2名となっており、県外の2名は救急救命士の有資格者であります。

次に、築20年が経過し錆が著しい角館消防署庁舎の屋根葺き工事につきましては、8月11日から10月13日までの期間に「重ね葺き」という工法で、約821万6千円の工事費で完了しております。

次に、「消防救急デジタル無線基本設計業務」の進捗状況であります。すでに広域圏内の電波伝搬調査を終了し、中間報告書が提出されております。この報告書によりますと、従来のアナログ無線とほぼ同等のエリアを確保するためには、1消防本部、2消防署、4分署に併せて7基地局が必要であり、その概算費用は、移動局を含め総額で約10億円と試算されております。

なお、業務は順調に推移しており、最終報告書は平成24年3月中旬になる見込みであります。

次に、昨年、西分署消防ポンプ車並びに西木分署救急車の事故処理対応についてご報告をいたします。

昨年12月5日に大仙市南外地内県道上で発生した西分署消防ポンプ車と普通乗用車との交通事故につきましては、ポンプ車の損害額が1千82万円となっておりますが、これまでのご報告のとおり、相手方の全額補償により修理が完了し、10月14日に示談が成立しております。

また、昨年12月25日に大仙市長野地内国道で西木分署の救急車が停車中の普通乗用車にスリップして衝突した事故であります。相手方が頸部挫傷と腰部打撲と診断され、通院加療の必要があったことから、回復を待って10月24日に示談が成立しております。相手方への補償は、車輻修理費、治療費等を合わせて約138万4千円となっておりますが、当組合が加入しております市有物件共済会で全額負担いたしております。

次に、斎場関係について申し上げます。

年次計画で実施しております火葬炉設備の補修工事につきましては、本年度は7月26日から8月10日までの期間に、3斎場合わせて約854万円の工事費で完了しております。

なお、火葬炉設備の補修工事につきましては、向こう10年間の年次計画を立てており、特に平成26年度いっぱいまで廃止となる予定の中央斎場におきましては、利用者への行政サービスが低下しないよう留意しながら、抑制できる部分は抑えながら、より効率的に補修していくこととしております。

次に、角間川更生園関係について申し上げます。

当園は昭和56年に開設し、今年創立30周年を迎えたことから、去る9月29日に関係各位のご出席をいただき、記念式典並びに祝賀会を挙行いたしております。

その際、保護者の方々に組織する「手をつなぐ親の会」から、介助者と一緒に、車椅子に乗ったまま4人の方が乗車できる福祉車輻を寄贈していただき、先般納車の運びとなりました。利用者の高齢化が進み、車椅子を使用する方が増えたことで、今後通院の際や、行事等に活用させていただくことにしております。

また、県の「平成23年度障害者自立支援基盤整備事業」の補助事業に採択された、園内の給湯配管設備の更新と、男女各棟のシャワー室改修工事につきましては、7月13日から8月31日までの工期で約290万8千円の工事費で完了しております。

なお、障害者自立支援法に基づく新体系への移行についてであります。当初、平成23年度中の移行が義務づけられていたことから、平成24年3月1日を予定しておりましたが、国のつなぎ法案で4月1日からの移行が可能となり、県の下承を得たことからその準備を進めているところであります。

最後に、介護保険関係について申し上げます。

平成23年10月分のデータによりますと、サービス利用者数は7,255人で、この1年で431人、率にして6.3%の伸びを示しております。3大サービス体系別で見ますと、居宅サービスは378人、率にして8.3%の増の4,935人、地域密着型介護は37人、5.7%増の689人、施設サービスは16人、1.0%増の1,631人となっております。

介護認定者数は8,765人で、この1年で357人増、率にして4.2%の伸びとなっております、利用者数の伸びが認定者数の伸びを上回る傾向が続いております。

介護給付費等の支払額は11億3,500万円で昨年同月比6,816万円、率にして6.4%増となっております、サービス利用者一人当たりの月額平均給付額は15万6,443円となっております。

次に、第5期の介護保険事業計画ですが、平成24年度から26年度までの3年間の介護給付の総量を推計し、保険料を設定することが策定の大きな目的となりますが、高齢者人口の推移や介護需要の動向から鑑みて、現段階では20%程度の伸びが予測されております。

また、それに伴う基盤整備につきましても、現況の整備状況や先に実施した生活圏域ごとのニーズ調査を基本に構成市町と協議を重ねておりますが、向後の社会保障の全体イメージを「医療から介護へ」「施設から地域へ」という地域包括ケアの実現を目指す国の大きな方針のもとに、認知症支援策の充実、在宅医療の推進、高齢者にふさわしい住まいの整備、見守りや配食などの多様な生活支援サービスに配慮して策定するよう要請されているところでもあり、そうした観点を踏まえた整備計画になると考えております。

なお、第5期から施行される改正介護保険法では、訪問介護やショートステイなどの居宅サービスについても介護保険事業計画の見込み量に達している場合は、県と保険者との協議に基づいて、指定権者の県が指定を取りやめたり指定の際に条件を付したりすることが可能になるといわれており、今後は更に計画的、バランスのとれた整備量が確保されていくものと思っております。

以上、招集のあいさつ並びに諸般の状況についてご報告申し上げましたが、今後とも圏域住民並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、招集のあいさつと諸般の報告とさせていただきます。

副議長

(佐藤峯夫君)

管理者の行政報告を終わります。

これより本日の会議を開きます。

欠席の届出は、8番、伊藤福章君であります。

なお、出席議員は、定足数に達しております。

本日の議事は日程第1号をもって進めてまいります。

日程第1「議席の指定」を行います。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議員の氏名及びその議席の番号を職員に朗読させます。

職員 (職員)

それでは朗読させていただきます。

1番、鎌田正議員、2番、杉沢千恵子議員、5番、渡邊秀俊議員、9番、佐藤芳雄議員、10番、橋村誠議員、14番、千葉健議員。

以上でございます。

副議長 (佐藤峯夫君)

ただ今朗読したとおり、議席を指定いたします。

日程第2「議長の選挙」を行います。

お諮りいたします。

「選挙の方法」につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により「指名推選」によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、副議長において指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって指名の方法については、「副議長において指名する」ことに決しました。

議長には大仙市議会議長の鎌田正君を指名いたします。

お諮りをいたします。

ただいま副議長において指名いたしました鎌田正君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって鎌田正君が議長に当選されました。

鎌田正君が議長にいますので、本席から会議規則第30条第2項の規定による告知をいたします。

本人から当選のあいさつをお願いします。鎌田正君。

議長 (鎌田正君)

ただ今議長に指名されました鎌田でございます。なにぶん不慣れ浅学な身でございますけれども、皆様のご協力をもって潤沢な議会運営をして参りたいと思っておりますので今後ともよろしくご協力の程お願い申し上げます一言挨拶にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

副議長 (佐藤峯夫君)
以上をもちまして、私の議長の職務が終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。
鎌田議長、こちらにどうぞ。

議長 (鎌田正君)
それでは、これより議事を執らせていただきます。よろしくご協力の程お願い申し上げます。
日程第3「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第67条の規定により、議長において、3番、佐藤峯夫君、4番、高橋猛君、5番、渡邊秀俊君を指名いたします。
日程第4「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)
ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。
日程第5「議長報告」平成23年度例月出納検査結果報告書が監査委員から提出されましたので、これらを別添お手元に配布のとおり報告いたします。
日程第6「一般質問」を行います。質問を許します。7番、伊藤邦彦君。

議員 (伊藤邦彦君)
議長、7番。

議長 (鎌田正君)
はい、7番。

議員 (伊藤邦彦君)
それでは通告によりまして3点についてお伺いをいたしたいと思います。
まず1点ですけれども、消防・救急ともに緊急を要する任務でありまして、それぞれの職員といいますか隊員といいますか、それぞれの地域に詳しい水利なり氏名なり屋号なり、そうした方がそれぞれの分署に勤務してくださればなお一層スムーズに任務が行くのではないかとこういうふうに考えますが、そういうふうにやっているというお話になるかも分かりませんが、そうした点はいかがなものでしょうか。
それと二つ目ですけれども、救急車の有料化についてであります。身体の具合の悪い方から料金を頂くということはかわいそうな気も致しますけれども、公費で動く機関でありますから、公平性の上からも金額は分かりませんが若干でも負担を願うということが必要なのではないかなと思います。
それから三つ目ですけれども、今、管理者からも説明ありましたけれども、中仙町の救急車のスリップ事故もそういう事故が大変発生しております。雪国でありますから、スパイクタイヤ、そうしたものを装着出来ますとなお一層任務がスムーズに行く

のではないかと。1秒、10分、1秒を争う人の命、あるいは財産を守る上で、そうしたことも必要なのではないかなと思います。これはここで決めることではないというお話だと思いますけれども、関係各位にこうしたことを要望するというお考えはないでしょうか。以上3点です。

議長 (鎌田正君)

答弁を求めます。伊藤消防長。

消防長 (伊藤和美君)

はい、議長。

議長 (鎌田正君)

はい、消防長。

消防長 (伊藤和美君)

ただ今の伊藤議員のご質問にお答えを申し上げます。

質問の第1点目は、消防職員の配置についてであります。現在消防本部の職員数は派遣職員を除き250名であります。このうち特に地理、水利の情報理解が求められる部署は消防本部通信指令課及び大曲、角館の消防署と管轄分署8分署でありまして、配置職員数は233名であります。

現在、消防署、分署にはそれぞれ管轄する地域の出身者が概ね半数ほど勤務しております。いずれの所属においても地元出身者が毎日2名以上勤務するように配慮しているところであります。

広域消防発足当初から昭和の時代にかけては、若い職員も多く広域圏域内の全体状況を把握するために広範囲な異動を行っておりましたが、発足から30年が経過した平成13年頃からは地元勤務に配慮した異動に努めてきているところであります。特に、平成20年からは地元出身職員の配置をそれぞれの所属に半数以上となるように、地元出身者を重点的に配置して参ったところでありますし、また、近隣する所属を一つの出勤隊として位置づけ、近隣地域出身者の配置にも配慮しているところであります。今後の人事異動につきましても、議員ご指摘のとおり地元の地理、水利等に精通した職員の適正配置に配慮して参りたいと考えておりますので、よろしくご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

次に質問の2点目は、救急車の有料化についてであります。議員ご指摘のとおり高齢化社会の進展と社会構造の変化に伴い、救急業務は増加の一途を辿っておりまして、総務省消防庁では救急車の適正利用を図るための一つの方策として有料化を検討した経緯があります。

検討結果によりますと、負担の方法あるいは徴収の仕組みと金額の設定に加え、対象事案の特定など多くの課題があり、国民の平等性からしても多岐にわたってあらゆる面からさらに検討を加える必要があると結論づけております。

また、現場を抱える神奈川県横浜市の消防局においても、増え続ける救急出動の抑

制と適正な運用を図るため平成18年に独自の検討が行われ、具体的な課題が提起されております。

検討結果によりますと、大きな問題点としては「救急は無料である。」という概念が市民に浸透していること、「有料化によって新たな不公平が生じる。」また、「有料・無料の判断基準や金額を設定する上で市民であるか否かの問題が生じる。」などがあげられ、多くの解決困難な課題があることから現状での救急車の有料化は不適當であると判断をいたしております。

当消防本部におきまして、昨年の救急件数は10年前と比較しまして件数で約1,400件、率にしますと38%増の5,190件となっております。秋田市に次ぐ県内で2番目に多い出動件数となっておりますが、大都市圏で危惧されているような逼迫した状況にはなっていないことから、現在有料化の検討は考えていないところであります。救急車の適正利用については引き続き圏域住民へ正しい救急車の利用などについて広報をしながら理解を求めて参りたいと考えております。また、併せまして、県内で最も遅れております救急車の高規格化を図るため、救急救命士の養成を含めた救急業務の高度化に努め圏域住民の負託に応えて参りたいと考えております。

次に質問の3点目でございますけれども、緊急車輛のスパイクタイヤ装着についてであります。平成2年のスパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律が施行され、指定地域におけるスパイクタイヤの使用が禁止されましたが、緊急自動車などについては特例が認められております。ただし、平成2年12月には日本でのスパイクタイヤが製造中止となり、翌、平成3年4月には国産のスパイクタイヤが販売中止となっております。入手が極めて困難なことと、環境法であることを鑑み地域の環境に配慮して、県内全ての消防本部でスパイクタイヤは装着していない現況にあります。また、同じく緊急車を運行する秋田県警察本部においてもスパイクタイヤは装着していないと伺っております。

議員ご指摘の安全確保につきましては、路面凍結時等にはタイヤチェーンの装着などに加え、職員の安全管理の徹底に十分配慮して、使命達成に努めてまいりたいと考えておりますのでよろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

議長 (鎌田正君)

7番、再質問はありますか。

議員 (伊藤邦彦君)

はい。説明頂きましたけれども、この一つ目の地元に勤めていただくということ、よく私の近所も救急車通るわけですけれども、Vの路あるいはUの路、向こうに出たらもっと近いだろうなということが度々あるんですよね。だからそうした地理に詳しくない隊員の場合だと思っておりますけれども、そうした方が勤めてくださればなおさら時間が短縮出来るのではないかなということで質問をさせていただきました。

それと合わせて、今、全ての自治体で財政難でもありますから、地元優先で勤めていただきますと、通勤手当なんかもだいぶ関係してくるのではないかなという思いで今回質問させていただきましたけれども、この点はどうなのでしょう。通勤手当、どれくらいか分かりますか。

議 長 (鎌田正君)

はい、消防長。

消防長 (伊藤和美君)

はい、議長。

通勤手当の額でありますけれども、23年度現在で1,950万円程予算計上されております。これにつきましては、先程お答え申し上げました通り、なるべく近隣の部署に配置するという事で平成20年からは重点的にやってきてはおりますけれども、ただ、広域消防という関係で通勤手当2キロ以上になりますと手当の支給範囲に入っていくということで一つの分署であって地域の職員であっててもやはり10キロ、20キロになる職員もおりますので、その辺はご理解をお願いしたいと思います。例えば角館出身者の職員であってても、むしろ西木分署の方が近いとか中仙分署の方が近いという職員もおりますので、よろしくご理解をお願いしたいと思います。

議 長 (鎌田正君)

7番、再々質問はありませんか。いいですか。

これにて質問を終わります。

日程第7「議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議 長 (鎌田正君)

はい、管理課長

管理課長 (堂本義則君)

それでは、「議案第16号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」をご説明申し上げます。

本案は、平成23年度秋田県人事委員会勧告に準じ、給料表については引下げ、期末・勤勉手当の年間支給月数については引上げ改定を行うものであります。

給料表の改定につきましては、50歳台を中心に40歳台前半までの中高年齢層に限定して、平均0.26%、最大で0.5%の引下げを行うものであります。

期末・勤勉手当の支給割合につきましては、一般職は本年12月の期末手当を「0.05月分」引上げ、年間総支給月数を「3.90月」から「3.95月」とし、再任用職員についても同じく「0.05月分」引上げ、年間「2.05月」から「2.1

0月」とするものであります。

また、平成18年に行われました給与構造改革による大幅な給料表改定時から現給保障を受けている職員の「現給補償額」の減額率につきましても現行の「100分の99.59」から「100分の99.1」に引下げるものであります。

施行期日につきましては、12月支給の期末・勤勉手当の算定基準日であり、12月1日を予定しておりますが、来年6月以降の期末手当の支給割合の変更につきましては、平成24年4月1日からとするものであります。

なお、特例措置といたしまして、勧告が遡及改定を行わない場合であっても、年間給与で民間と均衡を図る必要があることから、本年4月から11月までの期間に係る給与格差相当分を、12月に支給する期末手当から控除する旨の規定を設けております。

以上、議案第16号をご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (鎌田正君)

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第16号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8「議案第17号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)」

日程第9「議案第18号 平成23年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第2号)」

日程第10「議案第19号 平成23年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)」の3件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。堂本管理課長。

管理課長 (堂本義則君)

はい、議長。

議 長 (鎌田正君)

はい、管理課長

管理課長 (堂本義則君)

それでは、議案第17号から第19号までの平成23年度11月補正予算についてご説明申し上げます。

議案説明資料3ページの総括表をご覧ください。

平成23年度2回目となる今回の補正予算につきましては、一般会計が468万1千円、角間川更生園特別会計が93万6千円、介護保険特別会計が1,528万7千円の何れも増額で、合計では2,090万4千円の増額となり、補正後の予算総額を175億757万9千円とするものであります。

はじめに、議案第17号 平成23年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開き願います。議案説明資料は4ページとなります。

今回の補正は、衛生費は増額、消防費については歳出予算の組替補正を行うものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468万1千円を増額し、補正後の総額をそれぞれ26億3,864万1千円とするものであります。

予算の内容につきまして歳入からご説明いたします。補正予算書は6ページをご覧ください。

6款繰越金は、468万1千円の増額であり、斎場に発電機を配備するための経費の財源として、前年度繰越金の一部を補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は7ページとなります。

4款衛生費は、468万1千円の増額であります。本年3月11日の東日本大震災では大規模停電が発生し、当組合が運営する中央・南部・北部の3斎場においても火葬業務を一時休止した経緯がございます。これを受けまして、停電時の火葬炉用電源を確保するための発電機配備は必須であると判断し、係る経費を計上するものであります。

5款消防費1項1日常備消防費は、803万3千円の減額であります。内訳は、長期病気療養者の代替えとして臨時職員を採用したことから、不足する賃金と社会保険料を増額するほか、緊急消防援助隊として活動を行うための装備品が不足していることから、野営用のエアテントや寝袋などの購入費を計上するものであります。

財源としまして、不用額が見込まれる共済組合費を2目の増額分も含めて減額したため、1目の総額では減額となるものであります。

2目施設整備費は、803万3千円の増額であります。東日本大震災の教訓を踏まえ、災害対策の拠点となる消防本部、大曲消防署、角館消防署、及び8分署に、計11台の発電機を配備するための予算を措置するものであります。

1目の共済組合費の減額分を組み替えて財源充当するものであります。

次に、議案第18号 平成23年度大曲仙北広域角間川更生園特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の9ページをお開き願います。議案説明資料は5ページとなります。

今回の補正は、事業費及び共同生活援助事業費を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ93万6千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ2億7,013万円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は14ページをご覧願います。

3款県支出金2項1目民生費県補助金は、30万円の増額であります。停電時においても施設利用者が必要最小限の生活を送ることができることを目的として設けられた「自家発電装置整備事業」に係る補助金であります。内訳は、施設本体とグループホーム各15万円ずつの合計30万円となっており、10月12日付けで交付の決定を受けているものであります。

6款繰越金は、63万6千円の増額であり、発電機購入のため県補助金で不足する分の財源として前年度繰越金の一部を補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は15ページとなります。

2款事業費は、62万4千円の増額であり、現在保有している発電機に加え、可動式の小型発電機2台を配備する経費を計上するものであります。

3款共同生活援助事業費は、31万2千円の増額であり、角間川更生園がバックアップ施設として運営しているグループホーム「かわみなと寮」に小型発電機1台を新規配備するため、予算措置するものであります。

次に、議案第19号 平成23年度大曲仙北広域介護保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書は16ページから、議案説明資料は6ページとなります。

今回の補正は、総務費と諸支出金を増額するものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,528万7千円を追加し、補正後の総額をそれぞれ145億9,880万8千円とするものであります。

歳入からご説明いたします。補正予算書は21ページとなります。

9款繰越金は、1,528万7千円の増額であり、歳出総務費に計上した介護保険事務所移転経費、及び諸支出金に計上した保険料還付金の財源として、前年度繰越金の一部を補正するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。補正予算書は22ページをご覧願います。

1款総務費1項1目一般管理費は、1,409万円の増額であり、業務量の増加に伴い職員数も増えてきており事務所が手狭になってきていることから、事務所移転に係る経費を計上させていただくものであります。参考としましてレイアウト図を配布させていただいておりますけれども、新たな事務所につきましては、大仙市役所仙北支所3階の現事務所と同じフロアにある第一・第二会議室を改築した上で利用する計

画となっており、建築工事や電気工事に加え、電話設備の移設や備品購入などが必要となるものであります。

7款諸支出金1項1目第1号被保険者保険料還付金は、119万7千円の増額であります。被保険者の死亡や所得段階の変更等によりまして、過年度収納済み保険料の還付額が当初予算を上回ったために予算措置するものであります。

以上、議案第17号から第19号までの平成23年度11月補正予算についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長 (鎌田正君)

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第17号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第18号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

これより「議案第19号」を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11「議案第20号 平成22年度決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。鎌田副管理者。

副管理者 (鎌田榮治君)

議長
はい、議長。
(鎌田正君)

副管理者
はい、副管理者。
(鎌田榮治君)

それでは、議案第20号 平成22年度決算の認定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、当組合における一般会計と2特別会計の、合わせて3会計の平成22年度歳入歳出決算を議会の認定に付するものであります。決算の内容は、お手元にお配りしております「平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計・特別会計歳入歳出決算書」のとおりでございますが、去る9月16日、当組合監査委員の審査をいただいたものであり、その審査結果につきましては、別冊監査委員から提出されている審査意見書のとおりであります。

それでは、決算の概要についてご説明申し上げます。議案説明資料8ページの総括表をご覧くださいと思います。

はじめに、一般会計であります。歳入は、予算現額27億9,498万2千円に対し、収入済額が27億9,954万3,234円であり、予算現額との比較では456万1,234円の増額となっているほか、収入未済額が17万9,400円となっております。

収入未済額の内訳は、東日本大震災の被災者火葬に係る斎場使用料のうち岩手県側の手続きが遅れた分であり、収入が出納閉鎖に間に合わなかったものであります。

一方、歳出は、支出済額が27億8,738万3,514円で、予算に対する執行率は99.7%、不用額は759万8,486円であり、歳入歳出差引額は1,215万9,720円となっております。

歳出では、人件費が74.7%を占めているほか、主な事業としては、9ページに記載されているとおり、消防費におけるポンプ車3台購入経費9,072万円、自動心臓マッサージ器購入経費315万円、大曲消防署庁舎改修事業費323万円、衛生費における3斎場の火葬炉等設備補修工事費764万4千円などとなっております。

総括表に戻っていただきたいと思いますが、次に、角間川更生園特別会計であります。歳入は、予算現額2億6,877万9千円に対し、収入済額が2億7,156万6,570円であり、予算現額との比較で278万7,570円の増となっております。

歳出は、支出済額が2億6,493万7,776円で、執行率は98.6%、不用額は384万1,224円であり、歳入歳出差引額は662万8,794円となっております。

歳出の主な内容は、更生園本体の運営管理費のほか、グループホームや地域療育等支援事業、放課後生活支援事業等に要する経費であります。

次に、介護保険特別会計であります。歳入は、予算現額139億1,471万4千円に対し、収入済額が139億6,153万4,153円であり、予算現額との比較で4,682万153円の増となっているほか、不納欠損額が1,405万6,226円、収入未済額が5,150万6,046円となっております。

歳出は、支出済額が136億9,292万5,564円で、執行率98.4%、不用額は2億2,178万8,436円となっており、歳入歳出差引額は2億6,860万8,589円となっております。

歳入歳出差引額の内訳であります。この中には保険給付費や地域支援事業費の確定に伴い、平成23年度において、国、県、支払基金に対して8,700万円ほどの返還が生じること、また、介護給付費等準備基金に積み立てるべき今後の給付費財源約1億2,800万円、このほか保険料の還付金約200万円等が含まれていることから、実質の歳入歳出差引額は5,100万円ほどとなるものであります。

21年度と比較いたしますと、歳入で約6億5,500万円、4.9%の増、歳出でも約7億6,200万円、5.9%の増であります。これは、保険給付費の増額などの理由により、歳入・歳出ともに増額となったものであります。保険給付費の増額については、通所施設や短期入所施設等の急増に伴う居宅介護サービス費の大幅な伸びが要因となっております。

次に、各会計を合算した総額であります。収入済額が170億3,264万3,957円、支出済額が167億4,524万6,854円で、収入済額に対する支出済額の割合は98.3%、歳入歳出差引額は2億8,739万7,103円となり、同額が翌年度に繰越となるものであります。

次に、10ページをお開き願いたいと思います。この表は、組合の公債費の状況であります。22年度中の元利償還金額は7,865万7,708円であり、決算年度中未償還元金の額は5億4,979万1,262円で、これは消防関係16件分の事業債であります。

次に、11ページの表は、財政調整基金の内訳を示す資料として、決算資料とは別に作成したものであります。平成22年度末現在高は1億2,945万1,145円となっております。後三年鴻声の里改築事業に充当するために積み上げていた5千万円弱を取り崩したことにより、前年度比較で大幅な減額となったものであります。

次に、12ページと13ページをお開き下さい。この表は、平成22年度決算における不用額の主な内訳についてまとめたものとなっております。

13ページに記載されているとおり、不用額の総額約2億3,320万円のうち、介護保険におけるサービス量が見込みを下回ったための保険給付費の減によるものが約1億8,670万円と約80%を占めているほか、地域支援事業費分が約730万円などとなっております。

以上で、平成22年度決算の概要説明を終わらせていただきます。介護保険料に

については不能欠損と収入未済が生じており、前年度と比較いたしますと、不能欠損は金額で63万円ほど、割合で4.3%と、若干ながらも前年度に引き続き減少しております。一方、収入未済は金額で70万円ほど、割合で1.4%の微増となっております。滞納繰越分の徴収率減少などによるものであります。厳しい社会経済情勢下にあるため、引き続き難渋な徴収業務が予想されますけれども、負担の公平性を保つよう今後も可能な限り未納解消に取り組んでまいりたいと存じます。

以上、平成22年度大曲仙北広域市町村圏組合一般会計並びに特別会計の決算につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議のうえ、認定を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長 (鎌田正君)

説明が終わりました。これより、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質疑なしの声)

質疑なしと認めます。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

(討論なしの声)

討論なしと認めます。

これより「議案第20号」を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて、平成23年第2回大曲仙北広域市町村圏組合議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でございました。